※山江村に撤去を依頼される方へ

被災家屋等の解体・撤去制度のご案内（公費解体）

令和8年10月　山江村

本制度は、令和８年熊本地震によって甚大な被害を受けた家屋等について、
所有者の依頼に基づき、山江村が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

受付期間：令和８年１０月１日（木）～令和８年１１月２０日（金）

１　撤去の対象

（１）対象要件

次のいずれも満たす必要があります。

① り災証明書等で、半壊以上の認定を受けた家屋等

②所有者が個人又は中小企業基本法第２条に該当する中小企業であること

③家屋等をすべて解体・撤去するもの

※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。

※上記と同等と何らかの判定をされた付属家（例：倉庫など）も対象となります。
また、周りに住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意点】※山江村が撤去するのは次の範囲です。

■撤去の対象は、地上より上の建物部分と基礎部分（杭基礎は除きます。）

■地下室や地中の埋設物は対象外（ただし、浄化槽は撤去します。）

■庭木、庭石などは対象外

■ブロック塀などは、原則撤去しませんが、損壊して危険である、作業上支障となるなどの場合は対象

■解体後は荒整地のみ（きれいな砂を入れての整地は行いません。）

（２）公費解体実施時の土砂・家財等について

被災した家屋内に流入したがれき混じりの土砂は本制度の対象となります。

※被災した家屋内に残置されている家財等の撤去については、「原則として、撤去前に所有者による回収」となります。

※農地や山林に堆積しているものは対象ではありません。ただし、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去する場合があります。

【注意点】

■家屋の清掃や消毒作業は行いません。

■法面の復旧など、現状復旧は行いません。

２　申請時に必要な書類

別添「必要書類一覧」参照のこと

３　受付から撤去完了までの主な流れ

① 受付

下記の場所で受付を行います。（受付時間　９：00～16：00　平日のみ）

○山江村役場　健康福祉課　窓口

TEL：0966-24-1700（直通）　FAX：0966-24-5669

〒868-8502　球磨郡山江村大字山田甲１３５６番地の１

↓

②書類審査及び現地確認

申込書類について、内容や必要書類の確認等の審査を行います。

現地確認を行い、制度の適用の可否を審査いたします。現地確認の際は、所有者の方等の立会が必要となりますので、御協力をお願いします。

※山江村が撤去を実施する場合には、申込者に決定通知書を送付します。

↓

③事前立会（撤去前）

所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、撤去の対象範囲や工事日程等の打合せを行います。

※このときまでに電気・ガス・水道をはじめとするライフラインの切断などの手配をお願いします。

↓

④撤去作業（受付～撤去作業開始まで２ヵ月程度要します。）

↓

⑤完了立会（撤去後）

所有者の方と一緒に現地で撤去の完了を確認します。

↓

⑥撤去完了

山江村から「撤去完了通知書」を送付します。